

## 質問書

回答日： 令和6年8月30日（金）

項番	対象	項目	質問内容	市記入欄
6	仕様書	別紙01 仕様書>P6>1.8.5.3 データ及びデータベースの著作権	データベースの著作権について、下記認識でよろしいでしょうか。 ・当社で独自に作成した「質問」とそれに付随する「回答例」は、データを蓄積した主体が当社にあるため、著作権は移転しない。 ・前述の「回答例」を元に貴庁で作成した「回答」及び、上記の「質問」に依らない貴庁独自の「質問」と「回答」は貴庁が著作権を有する。	お見込みの通りです。 補足しますと、1.8.5.3に記載の著作権の対象は、「情報システムの稼働に伴い蓄積されたデータ」について述べております。これは当市において新たに蓄積したデータを指しており、これについて当市が自由に利用できること、としています。ご質問の、事業者様において独自に作成した質問及び回答例は事業者様に帰属するものと考えます。
7	仕様書	別紙01 仕様書>P6>1.8.6.2 ドキュメントの形式	本項に記載の成果物は15ページの4.8.(3)に記載の完成図書等と捉えておりますが、一部の成果物についてはPDFでの提出を想定しております。 この場合、パスワードなどをかけず、貴庁で編集できる形式であれば、条件を満たすと捉えてよろしいでしょうか。	原則として仕様書の通りにご提出頂きたいですが、協議の上でPDFでの提出も可能とします。